

男女共同参画社会の形成に向けた民法改正

平成26年（2014年）6月23日

日本学術会議

法学委員会ジェンダー法分科会

社会学委員会複合領域ジェンダー分科会

社会学委員会ジェンダー研究分科会

史学委員会歴史学とジェンダーに関する分科会

1 はじめに

わが国は 1999 年に男女共同参画社会基本法を制定し、その前文で「男女共同参画の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ」と謳っている。その背後には性別と世代をめぐる社会環境が大きく変化したことがある。第 1 は、人口構造の少子高齢化である（合計特殊出生率 1.41%、高齢化率 24.1%、2012 年）。第 2 は、家族の大きな変動である。夫婦と成人前の子どもからなる標準世帯は 2 割を切り、非婚率（女性 10.6%、男性 20.1%、2010 年）、離婚率（1.84、2013 年）の上昇に伴い単身世帯及び単親世帯が急速に増加した。第 3 は、女性の高学歴化（4 年制大学進学率 45.8%、2013 年）と就労率の上昇（42.2%、2012 年）である。その結果、シングルラインカムの男性稼ぎ主型の世帯は減少し、勤労者世帯の半数以上が夫婦共働きの世帯（1054 万世帯、男性雇用者と無業の妻から成る世帯は 787 万世帯、2012 年）となった。第 4 は、グローバリゼーションのものとの国際競争の激化と市場の規制緩和に伴って、女性と若者の雇用崩壊が起き、非正規化の進行（非正規雇用率 35.2%、女性労働者のうち 58%、2012 年）と共に深刻な格差を生んでいることである。

それにもかかわらず、高度成長期に定着した標準世帯を単位とした社会政策や法制度はいまだに変化しておらず、そのギャップからさまざまなひずみが生まれている。男女格差の拡大はそのひとつである。GDP（国内総生産）は世界 3 位（2012 年）、HDI（人間開発指数）では 10 位（2012 年）であるにもかかわらず、ここに性別を入れた GEM（ジェンダー・エンパワーメント指数）では 58 位（2011 年）、GGI（ジェンダー・ギャップ指数）では 101 位（2012 年、ただし 2013 年には、GGI はさらに 105 位に低下した）というデータが、日本の国際的な地位と、その下で女性が置かれた不当な立場とのギャップを物語っている（図表 1 参照）。

日本学術会議は、1977 年以来、女性科学者の研究環境改善に取り組んできた。男女共同参画社会基本法制定以降は、引き続き、学術における男女共同参画の実現に努めるとともに、ジェンダー視点による学術の再構築が男女共同参画社会形成と深い関連を持つことを社会に示してきた。

第 18 期ジェンダー問題の多角的検討特別委員会報告「ジェンダー問題と学術の再構築」（2003 年）は、ジェンダー視点に基づく学術の再構築の必要性を提示した。同報告では、男性中心的な法制度の改革をジェンダー問題の課題にあげると同時に、女性科学者の研究環境問題として「別姓・通称の使用」について取り上げている。ジェンダー問題の多角的検討特別委員会は第 17 期総会における「女性科学者の環境改善の具体的措置について」の要望を受けてアンケート調査を実施したが、会員の過半数が「別姓・通称使用」を支持した。これらの取り組みの結果、文部科学省は国立大学において旧姓などの通称使用を認める方針に転換した。

第 19 期ジェンダー学研究連絡委員会、21 世紀の社会とジェンダー研究連絡委員会報告「男女共同参画社会の実現に向けて—ジェンダー学の役割と重要性」（2005 年）は、ジェンダー視点による学術の再構築が、男女平等という価値理念の実現と政策化をめざす男女

共同参画社会形成にとって重要な意味を持つことを明らかにした。

第20期学術とジェンダー委員会对外報告「提言：ジェンダー視点が拓く学術と社会の未来」（2006年）においては、ジェンダー視点による研究が今後展開していく可能性を持つ分野として「ジェンダー法学」を取り上げ、立法・司法・行政において、性差別的な規定や運用及び性別に由来する固定観念や偏見が残っていることを指摘している。

第1に、日本国憲法第14条第1項や第24条で保障された男女平等原則に抵触すると考えられる法規があり、民法第733条の再婚禁止期間などがその例としてあげられている。第2に、法律上は形式的に性中立的であるが、実際には男女間に著しい不均衡が生じている場合があり、婚姻時に妻または夫の氏を選択することを定めた民法第750条を例示している。さらに、裁判過程における運用や雇用契約、警察の捜査など多くの場面になおジェンダー・バイアスが隠されていることと、それらのジェンダー・バイアスを発見・分析し、その研究成果を立法や政策に還元することの重要性を明らかにしている。

さらに、第21期に発表された日本の展望委員会「日本の展望—学術からの提言2010」の分野別提言「日本の展望—人文社会科学からの提言」（2010年）においても、ジェンダー研究が人びとの多様性の承認を求めて推進されてきたことが指摘されるとともに、ジェンダー法学が、近代的法制度や人権論自体に性差別が隠蔽、内包されていることを明らかにしたことを、その成果としてあげている。

このように、日本学術会議は、一貫して、ジェンダー研究が男女共同参画社会形成にとって重要な意味を持つことを強調すると同時に、研究の成果を立法や政策に還元する必要性を確認し、とりわけ、男女共同参画社会形成にとって、民法改正の課題が重要であることを繰り返し指摘してきた。

これらの諸活動及びジェンダー研究の進展は、国際的な女性差別撤廃の動きとも連動している。

わが国は1980年に国連女性差別撤廃条約に署名し、1985年の国会でこれを批准した。その後条約締約国は4年に1回、国連女性差別撤廃委員会（Committee on the Elimination of Discrimination against Women、以下CEDAWと略す）に宛てて、国内の男女平等の進捗について国家報告を提出する義務を負い、それに対してCEDAWは審査を行い、「総括所見」を公表して各國政府に勧告などを行うことになっている。

これまで日本は第1次から第6次までの国家報告を提出し、4回にわたってCEDAWの審査を受けてきたが、その結果、第3回審査で出された「最終コメント」（2003年）と第4回審査で出された「総括所見」（2009年）はいずれも、日本政府に対して法規定の改正を含む、いくつかの具体的な措置をとることを要請するものであった。とくに、2009年の「総括所見」で、CEDAWは、性差別的な民法の規定が撤廃されていないことを懸念して、法改正に向けて早急な対策を講じるように、強く要請している（17項、18項）。ここで喫緊の課題として示されたのは、以下の4点である。

- (1) 婚姻適齢の男女平等化
- (2) 再婚禁止期間の廃止
- (3) 選択的夫婦別氏制度の導入

（4）婚外子に対する相続差別の撤廃

しかもこれらに対しては、「総括所見」のフォローアップ項目とされて、2年以内に詳細な書面による報告の提出が要請された。

これらについては、1995年の北京会議以降、すでに20年近くにわたって同一内容の是正勧告が行われてきた。上記の（4）婚外子に対する相続差別の撤廃については、2013年9月の最高裁大法廷での違憲決定を受けて、ようやく同年12月国会でこの項目に関する民法一部改正が実現した。

ところが、日本政府は上記の3点の民法改正にはいまだ消極的である。しかし、性差別的かつ個人の尊厳の尊重に欠ける民法規定を維持することは、女性の人権を男性の人権にくらべて制約し、差別することにはかならない。このままの状態を長きにわたって放置することは、国内的にも国際的にもすでに許容範囲を越えている。また国際的にはCEDAWからの度重なる勧告のみならず、海外諸国の動向を見ても、わが国の法整備は著しく立ち後れているというべきである。この事態を放置することはもはや許されない。男女平等と個人の尊厳の尊重についてさまざまな課題がある中でも、すでに正された上記の（4）項をのぞき、他の3項を早急に是正することは、条約締約国としての日本が負うべき最低限の責務であろう。

ジェンダー視点による学術の再構築と男女共同参画社会形成に努めてきた日本学術会議は、これ以上、民法規定における性差別と個人の尊厳の軽視を看過することができない。ここに第22期日本学術会議に設置されたジェンダー関連の4分科会は連合して、上記是正に向けての民法改正を提言するものである。

2 民法改正への内発的な動き

1991年1月、法制審議会は、「民法の婚姻・離婚制度の見直し審議」を開始し、1992年12月、同見直し審議に関する中間報告（論点整理）（問題の所在と考えられる意見を列記したもの）を公表して意見を求めた。寄せられたパブリックコメントを踏まえた上で、1994年7月、「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案」が公表された。法務省民事局参事官室の背景説明では、①国民の人生観・価値観の変化・多様化、②政府の方針（「女子差別撤廃条約」批准に関連して策定された国内行動計画）、③夫婦別氏導入の動き、④有責配偶者の離婚請求に関する最高裁判決（判例の変更）、⑤諸外国の法制の整備、⑥婚外子の相続分差別を違憲とする東京高裁決定（東京高裁 1993年6月23日決定〔家裁月報45巻6号104頁〕）、⑦日本政府に対して婚外子差別を廃止するよう求めた国連規約人権委員会の改善勧告（1993年11月5日）があげられている。なお婚外子の相続分差別については、中間報告（論点整理）には含まれていなかったが、パブリックコメントには改正の課題として取り上げるべきとする意見が多数あり、⑥・⑦の事情が加わって改正の課題としたと説明されている¹。

ここで背景説明の順番に注意したい。まず①があげられ、続いて②、そして③社会的な動向であり、少数の選択でも対応しようとする姿勢が明示された上で、④～⑦判例・国際的な動向・条約に配慮していることである。要綱試案に関しては多数の意見が寄せられ、それらを踏まえた上で、1996年2月、法制審議会は「民法の一部を改正する法律案要綱」（以下、民法改正案要綱と略す）を答申した。その中心となる内容は、a) 婚姻適齢の男女平等化（18歳に統一）、b) 再婚禁止期間の短縮（6ヶ月を100日に）、c) 選択的夫婦別氏制度の導入、d) 5年程度以上の婚姻の本旨に反する別居を裁判離婚原因とする、e) 離婚に関して、離婚の際の財産分与規定の詳細化、子の養育費分担と親子の面会交流の明文化、f) 婚外子の相続分差別の廃止である。

1947年12月、日本国憲法の制定に伴い、家制度を廃止し、個人の尊厳と両性の本質的平等を理念として民法親族・相続編の抜本的な改正が行われ、当時、世界で最も男女平等度の高い民法となった。しかし、なお残されていた男女の別扱い（a、b）を改め、夫婦別氏を求める市民の声に対応し（c）、婚姻が破綻している場合には離婚を肯定すると同時に、経済的に自立できない配偶者や子の利益を確保し（d、e）、個人の尊重と子の平等の視点から差別をなくす（f）ことをめざすこの答申は、女性の自立化の傾向を踏まえた上で、個人の尊厳と両性の本質的平等にできるだけ近づこうとしており、2度のパブリックコメントを踏まえて吟味されたものであり、内発的なものと評価することができる。

しかし、とりわけc）について、たとえば、選択的であっても夫婦別氏を認めることは、「家族の崩壊を招く」「家族の一体感が損なわれる」といった反対論が根強く、法制審議会の答申であるにもかかわらず、今日に至るまで政府案として国会に上程されていない²。

¹以上につき、法務省民事局参事官室「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案の説明」ジュリスト1050号（1994）219頁以下参照。

²ただし、2011年6月、児童虐待に対応する親権の一時停止制度の導入に際して、民法766条が一部改正され、子の養育費

3 政府の方針と男女共同参画基本計画の中での位置づけ

1999年6月、男女共同参画社会基本法が制定された。2000年12月、同法に基づいて策定された政府の「男女共同参画基本計画」では、「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」の章で、具体的な施策として、「家族に関する法制の整備」があげられ、「男女平等の見地から、選択的夫婦別氏制度の導入や、再婚禁止期間の短縮を含む婚姻及び離婚制度の改正について、国民の意識の動向を踏まえつつ、引き続き検討を進める」とされた。

中でも選択的夫婦別氏制度の導入が重要視され、2001年10月、男女共同参画会議基本問題専門調査会による「選択的夫婦別氏制度に関する審議の中間まとめ」が公表された。そこでは、「少子化への対応から婚姻の障害を取り除き、少子高齢社会で女性の能力を生かす必要があり、「職業生活を送る上での支障となるものは除去する」という基本姿勢が示された上で、夫婦同氏制度には憲法上の問題点があるとし、家族の一体感にとって大切なことは同氏という形式ではなく、愛情や思いやりという実質であると指摘し、個人の多様な生き方を認め合う男女共同参画社会の実現に向けて、選択肢を広げる制度の導入が望ましいとし、「選択的夫婦別氏制度を導入する民法改正が進められることを心から期待している」と結ばれている。

「家族に関する法制の整備」は、2005年12月の第2次男女共同参画基本計画、2010年12月の第3次男女共同参画基本計画でも取り上げられている。第2次では、「世論調査等により国民意識の動向を把握しつつ、結婚に伴う氏の変更が職業生活等にもたらしている支障を解消するという観点からも、婚姻適齢の男女統一及び再婚禁止期間を含む婚姻及び離婚制度の改正とあわせ、選択的夫婦別氏制度について、国民の議論が深まるよう引き続き努める」、第3次では、「夫婦や家族の在り方の多様化や女子差別撤廃委員会の最終見解も踏まえ、婚姻適齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正について、引き続き検討を進める。また、再婚の増加等に伴う家族の在り方の多様化、少子化など時代の変化等に応じ、家族法制の在り方等について広く課題の検討を行う」として、引き続き検討課題として位置づけられている。

第1次から第3次にかけて具体的に明示されているのは、民法改正案要綱のうち、婚姻適齢の男女統一、再婚禁止期間、選択的夫婦別氏制度の導入であるが、これらはなお実現するには至っていない。

分担と親子の面会交流に関する規定が挿入された。

4 世論の動向と世論を根拠にすることの問題性

政府が上述の民法改正案要綱に基づく法律案を国会に上程しない背景には、世論調査がある。

たとえば、民法改正案要綱答申時（1996年6月、総理府「家族法に関する世論調査」）には、a) 選択的夫婦別氏制度について、導入容認 32.5%、反対 39.8%、b) 婚外子の相続分差別について、現行制度維持 38.7%、同じにすべき 25.0%、c) 女性の婚姻年齢について、男女共 18 歳 40.0%、現行法維持 23.4%である。

男女共同参画会議基本問題専門調査会のまとめの直前（2001年5月、内閣府「選択的夫婦別氏制度に関する世論調査」）には、a) 導入容認 42.1%、反対 29.9%となり、初めて容認が反対を上回った。こうして法改正の気運が高まり、次の調査を見て判断する姿勢も伺われた。

しかし、3度目の世論調査（2006年12月、内閣府「家族の法制に関する世論調査」）では、a) について、導入容認 36.6%、反対 35.0%となったことから、政府は賛否拮抗と評価し、世論が分かれていることを理由に、改正に着手しないこととした。しかし、2001年調査では、回収率 69.4%、回答者の内、60代以上は 30.9%だったのに対して、2006年調査では、回収率が 55.3%と 14%も低下し、かつ回答者の内、60代以上が 37.1%になるなど、導入に消極的な年代層的回答数が多くなっていた（図表 2・3 参照）。なお b) については、現行制度維持 41.1%、同じにすべき 24.5%、c) については、男女共 18 歳 41.8%、現行法維持 23.3%である。

4度目の世論調査（2012年12月、内閣府「家族の法制に関する世論調査」）では、a) について、導入容認 35.5%、反対 36.4%と賛否が逆転し、改正にお慎重となる根拠とされた。しかし、回収率こそ若干上がり 60.8%となったものの、回答者の 47.5%が 60 代以上である（図表 2・3 参照）というように、回答者の年代構成が高齢者に著しく偏っており、これをもって反対が容認を上回ったと評価できるのかどうか疑問である。回答結果を人口構成で補正すると、導入容認 36.6%、反対 34.6%と逆転する（2014年3月13日参議院法務委員会質疑より）。なお b) については、現行制度維持 35.6%、同じにすべき 25.8%で、現行法維持は 5.5%減少したが、同じにすべきは、1996年から変化はほとんどない。c) については、男女共 18 歳 46.0%、現行法維持 20.9%である。

もし世論を改正の1つの根拠とするのであれば、c) の女性の婚姻年齢については、1996年当時から男女共 18 歳が多数派であり、2012 年には現行法維持は 20%まで低下したのだから、改正すべきとなるはずである。また a) についても、全体として賛否を評価するのではなく、年代別に検討すると、1996 年では 50 歳未満、2001 年以降では 60 歳未満で、導入容認が反対を超えている（図表 2・3 参照）。これから自身の婚姻に直面する 20~30 代の当事者層、子どもの婚姻に直面する 40~50 代の当事者層の声に耳を傾けるべきであるとの視点に立てば、法改正は必至となるはずである。

他方、世論は改正に当たっての考慮事由ではあっても、それを根拠として法改正に慎重になることに対しては、国連の人権に関する各委員会から厳しい批判を受けている。

たとえば、国際人権規約 B 規約人権委員会は、婚外子差別に関して、提言と勧告として、「日本に未だ存続しているすべての差別的な法律や取扱いは、規約第 2 条、第 24 条及び第 26 条に適合するように、廃止されなければならない。日本政府は、このことについて、世論に影響を及ぼすように努力しなければならない」とし（1993年11月）、1998年の第4次政府報告書審査において、なお日本政府が、世論が分かれていることを法案提出に至らない理由としてあげたことに対して、人権委員会の委員から、法に関する態度を正当化するために統計調査を語ることができるとすれば、たいへん危険なことである、国家は規約に署名することによって、それを適用することになっている、何事にも統計調査が指示されるのならば、規約に署名する国はないだろうと厳しく批判された。

また国連女性差別撤廃委員会は、第6次政府報告書審査の総括所見において、「本条約の批准による締約国の義務は、世論調査の結果のみに依拠するのではなく、本条約は締約国の国内法体制の一部であることから、本条約の規定に沿うように国内法を整備するという義務に基づくべきである」と日本政府に勧告している（2009年）。

5 司法判断を契機とする法制の改正

上述のように 1996 年の法制審議会答申、国連の人権に関する各委員会からの改善勧告、政府の男女共同参画基本計画にもかかわらず、民法改正が実現されない状況の中で、婚外子差別については、当事者からの訴訟を契機に法制が改正された。

第 1 に、住民票の世帯主との続柄記載である。かつては、婚内子は「長男」「長女」「二男」「二女」型で記載され、婚外子は単に「子」と記載とされていたが、東京高裁 1995 年 3 月 22 日判決（判例時報 1529 号 29 頁）は、婚外子及びその父母のプライバシーを侵害することは、住民基本台帳制度の目的との関連で合理性、必要性はなく、社会的身分である婚外子であることを理由として不合理な差別をするものだから、法の下の平等に反することを指摘し、続柄記載の区別を違憲と判断した。判決の直前、自治省（当時）は通達によって、世帯主との続柄を「子」に統一した（自治振 231 号「住民基本台帳事務処理要綱の一部改正について（通知）」、1995 年 3 月施行）。

第 2 に、婚外子の父が子を認知すると、児童扶養手当の支給を打切り、1 年以上、父から遺棄されている場合に、手当を支給するという扱いである。いくつかの下級審判決を経て、最高裁 2002 年 1 月 31 日判決（最高裁民事判例集 56 卷 1 号 246 頁）、同 2002 年 2 月 22 日判決（判例時報 1783 号 50 頁）は、父の認知があれば父による現実の扶養を期待することができるものともいえないから、法の趣旨、目的に照らし、父母が離婚した子や父の行方不明の子との間に均衡を欠く規定であり、法律の委任の範囲を逸脱し無効と判断した。この判決に先立ち、当該規定は削除された（政令 224 号「児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令」、1998 年 8 月施行）。

第 3 に、戸籍の父母との続柄記載である。かつては、婚内子は「長男」「長女」「二男」「二女」型、婚外子は何人いても、「男」「女」と記載されていた。東京地裁 2004 年 3 月 2 日判決（訟務月報 51 卷 3 号 549 頁）は、婚外子であるという事実は、本人及びその父母にとっての、プライバシーとして、人格的利益の一環として法的保護の対象になるから、婚外子差別を助長しないために、プライバシー侵害が最小限になるような方法を選択すべきであり、区別記載は、戸籍制度の目的との関連で必要性の程度を超えており、プライバシーを侵害することから、違法と判断した。これを受けて、婚外子の続柄記載は、母の何番目の婚外子であるかを基準に「長男」「長女」型に統一された（法務省令 76 号「戸籍法施行規則の一部を改正する省令」、2004 年 11 月施行）。

第 4 に、国際婚外子の日本国籍取得の問題である。子の出生時に父または母が日本人であれば日本国籍を取得するが、日本人父と外国人母の婚外子を子の出生後に父が認知しても、国籍法では、認知の効果は出生時に遡及しない扱いをしていたため、出生時に日本人の父がないことから、日本国籍を取得できないとされた。ただし、その後、父母が婚姻した場合には、子は嫡出子の地位を取得すること（準正という）から、日本国籍の取得を認めていた（旧国籍法第 3 条第 1 項）。最高裁大法廷 2008 年 6 月 4 日判決（最高裁民事

判例集 62 卷 6 号 1367 頁）は、準正子³と、父の認知だけにとどまる子との間に国籍取得に関する区別を生じさせており、家族生活や親子関係の実態が変化し多様化してきている 2003 年当時には、合理的な理由のない差別として、法の下の平等に反し、違憲・無効であると判断し、生後認知で日本国籍を取得することが認められるとした。大法廷は、違憲判断をするに当たり、国際人権規約 B 規約、子どもの権利条約において、子が出生によっていかなる差別も受けないとする趣旨の規定が存することを指摘している。これを受けて国籍法第 3 条第 1 項は改正され、父の認知があれば、国籍取得届をすることによって、認知の時から日本国籍を取得することができるようになった（2008 年 12 月 12 日公布〔法律 88 号〕、2009 年 1 月施行）。

いずれも当事者から訴訟が提起されて、その問題性が明確になり、裁判所が人権の視点から判断し、これを受けて法制の改正が実現している。婚外子の相続分差別を廃止する 2013 年 12 月 5 日の民法改正もこうした司法判断を受けた法改正の流れの中に位置づけることができる。

³ 出生時は嫡出でない子であるが、父母の婚姻によって嫡出子となる子を準正子という。父の認知を受けていた子が父母の婚姻によって準正される婚姻準正と、父母の婚姻後に認知を受けた子が嫡出子となる認知準正がある（民法第 789 条）。

6 婚外子の相続分差別の廃止～最高裁大法廷違憲決定と民法改正

最高裁大法廷 2013 年 9 月 4 日決定（最高裁民事判例集 67 卷 6 号 1320 頁）は、1947 年民法改正当時の立法者や最高裁大法廷 1995 年 7 月 7 日決定（最高裁民事判例集 49 卷 7 号 1789 頁）が依拠した、法律婚の尊重による相続分差別の正当化を明確に否定した。

本件規定（婚外子の相続分差別を定めた民法 900 条 4 号ただし書）の合理性は、「種々の要素を総合考慮し、個人の尊厳と法の下の平等を定める憲法に照らし、嫡出でない子の権利が不当に侵害されているか否かという観点から判断されるべき法的問題」であり、法律婚を尊重する意識が幅広く浸透しているということは、上記法的問題の結論に直ちに結びつくものとはいえないとする。そして「本件規定の存在自体がその出生時から嫡出でない子に対する差別意識を生じさせかねない」として、本件規定の象徴的な問題性を指摘する。

その上で、1947 年の民法改正当時から現在に至るまでの間の社会の動向、家族形態の多様化やこれに伴う国民の意識の変化、諸外国の立法のすう勢及び日本が批准した条約の内容と国連各権利委員会からの懸念の表明や改善勧告、嫡出子と嫡出でない子の平等化を進めた法制、大法廷及び小法廷における度重なる問題の指摘などを総合的に考察すれば、「家族という共同体の中における個人の尊重がより明確に認識されてきたことは明らかであるといえる。そして、法律婚という制度自体は我が国に定着しているとしても、上記のような認識の変化に伴い、上記制度の下で父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであるという考えが確立されてきているもの」ということができる」ことから、遅くとも本件相続が開始した 2001 年 7 月当時において、「立法府の裁量権を考慮しても、嫡出子と嫡出でない子の法定相続分を区別する合理的な根拠は失われていたというべきである」として、憲法第 14 条第 1 項違反と判断した。

本決定は立法裁量論に立ち、「長期にわたる社会状況の変化に照らし、本件規定がその合理性を失ったことを理由として」違憲判断をしたものだが、婚外子が出生した経緯や事情について言及することなく、本件規定について一般的に違憲であると判断している。それは「子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであるという考え方」に基づいているからである⁴。

これを受け、2013 年 12 月 5 日（11 日施行）、「嫡出でない子の相続分を嫡出である子の 2 分の 1 とする部分を削る」との民法改正が実現した。まさに司法判断が法改正を促したのである。なお、相続分を平等とする改正後の規定は、2013 年 9 月 5 日以後に開始した相続について適用され、2013 年 9 月 4 日以前に開始した相続については、婚外子の相続分を婚内子の 2 分の 1 とする旧規定が適用される。しかし、旧規定は、上記最高裁大法廷決定により 2001 年 7 月時点で違憲無効と判断されているため、2001 年 7 月以降に開始し

た相続については、婚外子の相続分は婚内子と同等に扱われることになる。

他方、上記最高裁大法廷決定によれば、2001 年 7 月から 2013 年 9 月 4 日までに相続が開始し、遺産分割や法律関係などが確定した事案については、法的安定性を重視して有効なものとして扱われ、平等処遇はなされないことになる。もし 1996 年の民法改正案要綱が速やかに可決されていれば、こうした処遇の不平等をさらに少なくすることができる可能性があった。司法判断を契機とするのではなく、立法府自身による迅速な法改正が求められる所以である。

以上の経緯を踏まえて、日本学術会議ジェンダー関連 4 部会は、立法府による積極的な行動こそが緊急に求められていると判断し、下記のような民法改正の提言を行うものである。

⁴伊藤正晴最高裁調査官による判例評釈〔ジュリスト 1460 号（2013）91 頁〕。

7 民法改正の提言

(1) 提言の趣旨

本提言は、①婚姻適齢の男女平等化、②再婚禁止期間の短縮ないし廃止、③選択的夫婦別氏制度の導入を求めるものである。これらは、④婚外子の相続分差別の廃止と並んで、1996年2月の民法改正案要綱において規定され、また2000年12月の第1次男女共同参画基本計画以降、「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」の中の「具体的な施策」として検討事項とされ、さらに「はじめに」で指摘したように国連女性差別撤廃委員会から改善勧告を受けている課題である。

①・②は性の非対称性の問題として、③・④は個人の尊厳の問題であるとともに、③は、夫の氏を夫婦の氏とする割合が96.2%にも達することから、妻が自己的氏を夫婦の氏とすることが極めて困難な現実が存在すること、④は、婚外子を出産した女性が強い偏見と蔑視に遭ってきたことから、ジェンダーの視点から看過することができない課題である。

前述のように④については、最高裁大法廷の違憲判断を経て民法改正が実現したが、①・②・③の改正は頓挫したままである。そこで④の改正を契機として、①・②・③に関する法制審議会答申を早急に実現すべきことを提言する。

(2) 「婚姻適齢の男女平等化」に関する検討と提言

現行法は男性18歳、女性16歳に達しなければ婚姻することができず(民法第731条)、未成年の場合には父母の同意を得なければならない(民法第737条)。健全な家庭生活を営むためには、一定の年齢的な成熟が必要であることから、婚姻適齢が設けられている。男女の2歳差については、女子の方が成熟が早く、早婚の傾向があるからとされているが、合理的な理由とはいえないことから、民法改正案要綱では、18歳に統一するとされている。

女性差別撤廃条約では、児童の婚約及び婚姻は法的効果を有しないものとされている(同条約第16条第2項)。その趣旨に関して、解釈の指針である一般勧告21号(1994年)は、「成年に達していない者の間の婚姻を承認もしくは有効とすることを禁じている」、「婚姻最低年齢は18歳とすべきであると考える」とし、その理由として、「婚姻が締結されるとき、男女は重要な責任を引き受けた。従って、男女が完全な成熟度及び行為能力を取得するまで、婚姻は認められるべきではない」とこと、「未成年者、特に少女が婚姻し子を持つことは、その健康に悪影響を及ぼし、教育は妨げられる。その結果として、女性の経済的自立が制限される。このことは、女性の人格に影響を与えるばかりではなく、女性の技術の発展及び自立を制限し、雇用へのアクセスが困難になる。それにより、女性の家族及び共同体に悪影響を及ぼす」ことをあげる。

さらに一般勧告21号は、男女の間で異なる婚姻最低年齢を設定する国に対して、こうした規定は、「女性の知的発達の度合いが男性とは異なり、もしくは、婚姻に際して女性の身体的及び知的発達の段階は無関係であるという誤った前提にたつものであるか

ら、廃止されるべきである」とする。

これらの勧告の背景には、低年齢での結婚・出産が、女性の進学率の低さ、中退率の高さ、識字率の低さに反映し、経済的自立を困難とすること、男性への従属関係は、女性から人としての尊厳を奪うことにつながり、人身売買や賈春、女性・少女に対する暴力を温存・助長することなどの認識がある。

以上の検討を踏まえて、次のように提言する。

【提言1】 現行規定は男性18歳、女性16歳に達しなければ婚姻することができないとしているが(民法第731条)、これには合理的理由はなく、性による差別である。それゆえ男女の婚姻適齢を18歳に統一して、男女差別をなくすべきである。

(3) 「再婚禁止期間の短縮ないし廃止」に関する検討と提言

現行法は、女性は、前婚解消の日から6か月間は、再婚をすることができない(民法第733条)。再婚後に出生した子の父親が、前婚の夫か、後婚の夫かわからなくなるのを避けるためだとされる。ところで民法には、妻が婚姻中に懐胎した子を夫の子と推定し、婚姻の成立の日から200日を経過後または婚姻解消の日から300日以内に出生した子を、婚姻中に懐胎したものと推定する規定がある(民法第772条)。したがって、前婚と後婚の間に、300日-200日=100日空いていれば、前夫の子と推定されるか、後夫の子と推定されるかわかるので、6か月も待たせる必要はない。そこで民法改正案要綱では、再婚禁止期間を100日に短縮する提案をしている。

しかし、婚姻するカップルの26%が再婚であり、離婚・再婚が増加している今日、婚姻をする権利に男女の格差があるのは不合理である。女性にだけ再婚を制限するのは、女性のあまりに早い再婚をよしとしない封建的な男女観の現れではないかとの批判もある。これに対して、男女ともに再婚禁止期間を設けることも考えられるが、それは家族の形成という個人の自由に対する規制を強化することであるから、賛成できない。

他方、離婚後に再婚が行われるケースでは、経験的には現夫の子である可能性が高いことから、現夫の子としての出生届を受理し、前夫がこれを争う場合には、父を定める訴え(民法第773条)においてDNA鑑定を行うことにより、父を確定することができる。科学技術の発展した現在、再婚禁止期間の設定という便宜的な手段を用いる必要はない。なお、日本民法を継承した韓国、台湾では、嫡出推定規定を残したまま、民法改正により再婚禁止期間を廃止している。

以上の検討を踏まえて、次のように提言する。

【提言2】 現行規定では、女性は前婚解消の日から6か月間は、再婚することができないとしているが(民法第733条)、再婚後に出生した子の父が前婚の夫か、後婚の夫かわからなくなることを回避するためには6か月は不要であり、期間は短縮すべきである。さらに、離婚・再婚が増加している現在、婚姻をする権利に男女格差があることの不合理性と科学技術の進展を考慮すれば、再婚禁止期間を廃止すべきである。

(4) 「選択的夫婦別氏制度の導入」に関する検討と提言

選択的夫婦別氏制度に関しては、家族のあり方に関わる問題であるとして、世論に配慮する見解があるが、選択的夫婦別氏制度は、婚姻後も生来の氏を称することができるかどうかという氏の使用に関する権利の問題である。最高裁は、「氏名は、社会的にみれば、個人を他人から識別し特定する機能を有するものであるが、同時に、その個人からみれば、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成するものというべきである」と明示した（最高裁 1988 年 2 月 16 日判決〔最高裁民事判例集 42 卷 2 号 27 頁〕）。

氏は単に個人の呼称というだけではなく、名と結合することによって社会的に自己を認識せるものであり、自己の人格と切り離して考えることができない。氏名には一人ひとりの思い、生き方、その生活史が込められている。これらの思いを大切にする論理が「人格権」である。こうして氏名が個人の人格の象徴であり、人格権の一内容を構成するのだから、人格にかかわることとして、何よりも本人の意思が尊重されなければならない。したがって、婚姻に際して、改姓を望んでいない者にも改姓を強制する夫婦同氏強制制度（民法第 750 条）は、人格権を侵害する制度である。法の論理から見ると、選択的夫婦別氏制度は氏名に関する人格権を保障する制度として位置づけることができる。

現在、夫婦別氏を実践するために、婚姻の届をしないまま事実婚で暮らすカップルがいる。こうした人たちにとっては、夫婦同氏強制制度は、婚姻の自由を侵害していることになる。人格権の論理及び婚姻の自由の保障、いずれからも選択的夫婦別氏制度の導入は必至である。以下、すでに指摘されていることではあるが、選択的夫婦別氏制度の導入の根拠を補充する。

第 1 に、比較法的に見ると、日本のように夫婦同氏を強制する国はない。しかし、それらの国々で家族が崩壊しているといった実例は報告されていない。

第 2 に、夫の氏を選択する夫婦が 96.2%、妻の氏を選択する夫婦が 3.8% という現実（2012 年）の下では、男性やその家族は当然のように男性の氏が夫婦の氏になると想い、妻の氏を夫婦の氏にしたくても、結婚相手や家族の了解を得ることに困難を極め、結局あきらめてしまう事態もある。どちらの氏でもよいという、一見、中立的なルールが、現実には女性に不利に働く。旧姓使用が認められない職場もまだまだ存在する⁵。このように一方の性に不利に働くルールは、性に対して中立的ではない。他に差別的でないルールがあれば、それに変える必要がある。それが選択的夫婦別氏制度である。

第 3 に、歴史的にみれば、夫婦同氏は日本の伝統文化ではなく、明治民法において家制度が確立した結果生じたものである。江戸時代、苗字は、帯刀とともに武士などの身分的特権、血統、由緒を示し、百姓町人などは幕府や大名などの領主の許しがなければ、

⁵会社が、旧姓を使用していた女性従業員の夫が当該会社を退職したことに伴い、婚姻姓を名乗っても支障がなくなったとして婚姻姓を名乗ることを命じたことにつき、女性の人格権を違法に侵害するものであるとして、女性の精神的苦痛に対する慰謝料を認めた判決がある〔大阪地裁 2002 年 3 月 29 日判決、労働判例 829 号 91 頁〕。

苗字を公称できなかった。明治政府は、こうした苗字許可権を否定し、平民に苗字を自由に公称することを認め（1870 年 9 月 19 日太政官布告 608 号）、後に国民すべてに苗字を名乗ることを義務づけ、まだ苗字のない人には、新たに苗字を設けることを強制し、いったん決めた以上は、変更できないこととした（1875 年 2 月 13 日太政官布告 22 号）。そこで庶民が結婚した場合、夫婦の氏はどうなるのかが問題となったところ、政府は、妻は婚姻をしても、なお所生の氏（生家の氏）を名乗るとする指令を出していた（1876 年 3 月 17 日太政官指令）。しかし、1890 年に成立・公布された「旧民法」では、家制度が前面に出て、「戸主及ヒ家族ハ其家ノ氏ヲ称ス」と規定され、「家ノ氏」という観念が登場した。これは 1898 年に成立した「明治民法」に引き継がれ、氏は家の名称となり、「戸主及ヒ家族ハ其家ノ氏ヲ称ス」（第 746 条）と規定され、婚姻によって夫の家に入る妻は、夫の家の氏を称し、その結果として、夫家の氏による夫婦同氏となったのである。

1947 年の民法改正で家制度が廃止されたことから、氏は個人の呼称とされたにもかかわらず、家族は同じ氏を名乗って共同生活を営んでいるという当時の慣行が尊重されて、改正民法において夫婦同氏、親子同氏が定められたにすぎない。

前述のように、民法第 750 条による夫婦同氏強制は、夫・妻のどちらかが生来の氏を変更する規定であり、氏の変更を望まない者に変更が強要される点で人格権を侵害するものとなる。本来、国は「個人の尊重」に直結するような基本的な権利を侵害しない義務を負うはずであるが、それを超えてまで守るべき立法目的、公的・私的利益が存在するかどうかが問題となる。1947 年の民法改正時には、家族共同生活と氏の一致という、明治民法の下で形成された伝統的な習俗しか言及されていなかった。また氏名の人格権的把握もなされていなかった。しかし、その後、日本社会は 1980 年代後半以降、国際的な男女平等の潮流と女性の経済的自立の傾向から、家族観、婚姻観、男女の生き方や役割観に変化があり、社会における男女の働き方、家族形態は多様化した。国家の政策も男女共同参画社会基本法の制定、男女共同参画基本計画の策定から、個人の尊重とライフスタイルに中立な法制度の確立を課題として明記するようになった。もはや夫婦同氏制を支える立法事実は変化しており、存立の基盤を失ったといえる。

1996 年に法制審議会が答申した民法改正案要綱が、立法院において 18 年も放置されている状況は、異常である。2010 年 7 月、通称使用をしたり、離婚をして夫婦別氏を実践したり、事実婚を選ぶなど夫婦別氏を実践している人たちが、立法不作為を理由に国に対して国家賠償請求訴訟を起こしたが、2014 年 3 月 28 日東京高裁判決は、前述の世論調査を引用し、賛否が拮抗する傾向にあることなどを根拠に、原告の主張を斥けており、少数者の人権を守るという司法の本来の役割が果たされない状況も見られる。

しかし、婚外子の相続分差別に関する前述の最高裁大法廷決定は、相続分平等化に消極的な世論調査に一切言及せず、「子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであるという考え方」に基づいて、違憲判断を行っていることに留意すべきである。選択的夫婦別氏制度は氏名に関する人格権を保障する制度であるから、人権の問題である。立法院は、夫婦の氏に関する歴史的経緯、夫婦同氏制度の根拠、そこから生じる具体的な不

利益、現実の家族の変化、夫婦の氏に関する国際的な動向、国連の人権に関する委員会からの勧告、国の政策（男女共同参画基本計画）を踏まえて、予断にとらわれることのない議論を尽くし、人格権という個人の権利を保護するために、選択的夫婦別氏制度を導入すべきである。

生来の氏を名乗り続けることに自己のアイデンティティを見出し、個人としての生き方を尊重して、対等な夫婦関係を築く思いを託す人たちの願いに、立法府は一刻も早く応えるべきであると考える。

以上の検討を踏まえて、次のように提言する。

【提言3】 現行規定では、婚姻時に夫または妻の氏を称するとしており（民法第750条）、これは夫婦同氏の法的強制を意味する。形式的には性中立的な規定であるが、実際には96.2%が夫の氏を選択しており（2012年）、男女間に著しい不均衡を生じさせている。氏は単なる呼称ではなく個人の人格権と切り離すことはできず、夫婦同氏の強制は人格権の侵害である。個人の尊厳の尊重と婚姻関係における男女平等を実現するために、選択的夫婦別氏制度を導入すべきである。